

環境影響評価調査計画書審査意見書

「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子

記

第1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

名称：西武鉄道株式会社

代表者：取締役社長 若林 久

所在地：埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番の1

2 対象事業の名称及び種類

名称：西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業

種類：鉄道の改良

3 対象事業の位置

起点：杉並区上井草一丁目

終点：西東京市東伏見一丁目

第2 意 見

【騒音・振動】

- 1 本事業は事業予定期間が15年という長期にわたり、また、一部で夜間工事も予定されていることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。
- 2 工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長等の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。